

金沢城二ノ丸からの移築遺構について —中村神社拝殿および尾山神社東神門—

正 見 泰

はじめに

中村神社（金沢市中村町）拝殿は、卯辰山の旧招魂社の拝殿を昭和40年頃に移築したもので、金沢城の旧二ノ丸能舞台であったとする伝承⁽¹⁾は、昔から広く知られている。しかし、この伝承を、具体的に検証した試みはほとんどみられなかった⁽²⁾。また、金沢城二ノ丸には、時期によっては能舞台が2つあったことがすでに知られている⁽³⁾が、そのいずれの能舞台であったかを特定する研究も見られなかった。そこで、金沢城調査研究所では、平成14・21・22年に金沢城調査研究建造物専門委員（中村利則、河田克博、麓和善、増田達男、吉田純一）の指導の下、中村神社拝殿の現地調査を実施した。なお、過去に、福井工業大学吉田純一研究室による詳細な実測調査が行われていることから、研究所の現地調査は、主要な部材の計測と加工痕等の観察に留めた。

また、尾山神社（金沢市尾山町）東神門も、旧招魂社から同じ頃に移築された唐門で、明治期に旧招魂社に移築された金沢城二ノ丸の唐門とされている⁽¹⁾。金沢城二ノ丸には、やはり2つの唐門があり、一つは、二ノ丸の西側にあって唐門と呼ばれていたが、実際には櫓門形式の数寄屋唐門⁽⁴⁾であり、もう一つは東側の五十間長屋と御殿の間、表式台脇にあった唐門形式の小型の門（以下、「表の唐門」とする）である。したがって、尾山神社東神門は、2つの唐門うち形式・規模から「表の唐門」と考えられているが、こちらも具体的に検証した研究はほとんど見られない。

本稿では、文献史料に見られる旧金沢城二ノ丸の能舞台および唐門に関する記述と、現状の遺構とを比較した結果を中心に、金沢城二ノ丸から移築されたとされる遺構について、研究所の調査研究により現在までに明らかとなったことについてまとめる。

1. 『御造営方日並記』による考察

(1) 『日並記』に見る文化度二ノ丸能舞台の記述

『御造営方日並記』⁽⁵⁾（以下、『日並記』とする）は、文化度の二ノ丸再建工事を担当した御造営奉行を務めた高畠厚定によって書かれた職務日記である。現存するものは、厚定の嫡孫の定辟によって明治期に前田家に献上され、現在は金沢市立玉川図書館の所有となった文化6年正月～7年6月の計15冊である。私の記録ではあるが、御造営奉行自身による職務日記であり、また、著者の厚定の

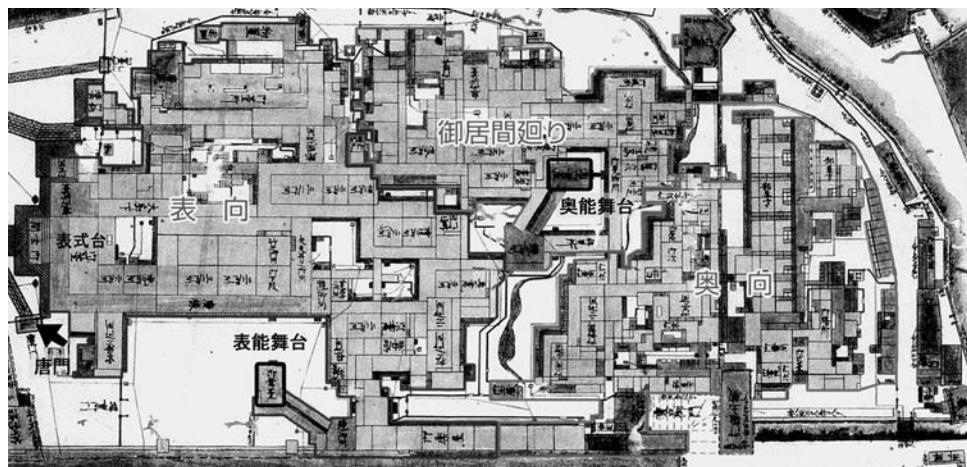


図1 文化大火後の金沢城二ノ丸御殿（元絵図は、個人蔵、『よみがえる金沢城2』より）

経歴、献上された経緯を考慮すれば、『日並記』の記述の信頼性は高いと考えられている⁽⁶⁾。

『日並記』の中では、能舞台を指す言葉として、「御舞台」が使われる。そして、単に「御舞台」とする場合のほか、表・奥を冠して、2つあった二ノ丸能舞台を、「表御舞台」・「奥御舞台」に区別する記述も見られる⁽³⁾。

そこで、「御舞台」等の言葉が、それぞれ使われている時期についてまとめると表1のようになつた。この3種類の言葉のうち、単なる「御舞台」は、日並記の冒頭近くの1月21日から使われ始めており、ほぼ全期間にわたって使用されている。次いで、5月4日に「奥御舞台」がはじめて登場し、文化6年6月16日以降は、「御舞台」・「奥御舞台」・「表御舞台」の3つが混在しているが、特に同年12月20日以降は、「表御舞台」が大部分を占めるようになる。

これらの3つのうち「奥御舞台」は、ほかの2つに比べ圧倒的に使用箇所が少なく、『日並記』全体で5箇所しか使われていない⁽⁷⁾。しかも、その内容は、文化6年5月4日の記事では、「奥御舞台」で「御祝能」を、次の同年12月2日も「御能」を行うとするものであり、工事に直接関わることではない。また、続く9・10日の2箇所は、いずれも「奥御舞台のとおり」とあって、「表御舞台」の工事を「奥御舞台のとおり」行うと言う趣旨である。最後の文化7年6月18日の記事は、安宅石が余ったので、それまで奥能舞台の白洲に敷いていた河石を安宅石に置き換えると言う内容で、二ノ丸工事に関する記述ではあるが、能舞台の建築本体についての工事ではなく、すでに工事が完了していた奥能舞台の外構に対する手直しに過ぎない。

そこで、奥能舞台の工事に関する記述の多くは、全期間通して見られる単なる「御舞台」と記されている能舞台の記述の中に含まれていると考え、単なる「御舞台」が、奥能舞台を指すのか、表能舞台を指すのかを特定することを試みた。

(2) 「表御舞台」の建設過程

ところで、「奥御舞台」が初めて使われた5月4日の記事は、二ノ丸御居間廻りが完成し、藩主が仮住まいから引き移ったこと⁽⁸⁾を祝う能が「奥御舞台」で行われたとしている。すなわち、5月4日の時点で奥能舞台は竣工済みもしくは、ほぼ完成していたと推定できる。一方、文化6年2月29日に「御舞台建揚」と記されているが、同年12月朔日にも再び「御舞台建揚」と記される。また、12月以降は、ほとんどが「表御舞台」と明記されるようになっていることから、文化6年2月29日に建揚った「御舞台」は奥能舞台であり、12月朔日に建揚った「御舞台」は表能舞台であったと考えられる。

さらに、「表御舞台」と明記された箇所は38箇所に及び、表能舞台の工事に関する工程の大部分を具体的に知ることができる。このことに着目して、能舞台の建設過程を整理すれば、単に「御舞台」と記された能舞台が、奥能舞台であるのか、表能舞台であるのか判別することができると思った。

「建揚前」の文化6年6月16日から9月2日には、表能舞台に関する打ち合わせ等の内容に、「柱」、「屋根」等の言葉が使われ、躯体等に關係する工事の打ち合わせが行われている。ところが、文化6年9月2日には、「表御舞台」の欄間彫物の絵形が決定されており、内外装工事に関することであつ

表1 『日並記』に記述される3種類の「御舞台」の各期間・箇所数

言葉の別	期	間	箇所	
単なる「御舞台」	文化6年1月21日	～	文化7年6月16日	38
「奥御舞台」等	文化6年5月4日、12月2日・9日・10日、文化7年6月18日			5
「表御舞台」	文化6年6月16日	～	文化7年6月22日	38

ても、細工に時間が掛かる「欄間」等の彫物や金具の絵形については、「建揚前」に決定されることも分かった。

一方、「建揚後」の文化6年12月9日から翌年6月22日では、表能舞台に関する打ち合わせ等の内容に、「破風」、「懸魚」、「金具」、「欄間」、「高欄」等の言葉が使われており、内外装に關係する工事が行われていたことが分かる。

（3）「表」と「奥」の判別と相違点

前述したように、内外装に屬す工事であっても、細工に時間が掛かる「欄間」等の彫物の絵形は、「建揚前」に決定され、表能舞台の欄間絵形の決定は文化6年9月に行われていたが判明していることから、文化6年1月16日と25日の「御舞台」の欄間の絵形は、2月29日に建揚となる奥能舞台の欄間彫物の絵形を指していると断定することができる。

次に、「建揚後」も、内外装に關係する工事が行われていることから、「金具」、「破風」、「懸魚」、「掛戸」等の言葉が使われ、奥能舞台の建揚後となる文化6年3月～文化6年5月の単なる「御舞台」とは、奥能舞台を指すものと考えられる（【資料編】参照）。

続く、文化6年6月以降のうち、10月2日は、表能舞台の建揚前ではあるが、能舞台と竹ノ間との縁の高さの対比を問題としているから、竹ノ間に對面する表能舞台のことと分かる。このことから、奥能舞台と表能舞台では、奥能舞台が先に工事に着手し竣工し、これと平行して表向きの設計が詰められ、引き続き表能舞台の工事に着手していたことが窺える。したがって、表能舞台が建揚後となる12月以降は、単なる「御舞台」の多くは表能舞台を指すものと考えられる。

一方、文化6年6月9日の能舞台の床下に潜り込めるように、羽目板を外せる箇所を何箇所設けるかを指示した記述は、順当に考えれば建揚前に決めておく方がよいと思われる。しかし、竣工後の後工事によって設けることも不可能ではなく、建揚前の「表」とも竣工済みの「奥」のどちらの能舞台に關することか判別しかねる。また、文化7年4月27日・6月16日も同様で、表能舞台の可能性が強いと考えるが、奥能舞台の可能性も皆無とは言えない。

なお、前述したように『日並記』の記述から、表能舞台の工事は、奥能舞台に多くの点で準拠していたことが分かったので、両舞台の具体的な違いを把握することは難しい⁽⁹⁾。ところが唯一、欄間彫物の絵形についてだけは、前述した文化6年1月25日に「御舞台」、すなわちここでは奥能舞台は「三方雲水龍」に、これに対して、同年9月2日に「表御舞台」は「四方共欄間彫物も鶴」に決定したとしており、「表」と「奥」の能舞台で全く別の題材であったことが『日並記』に記録されている。

2. 『金沢城二ノ丸御殿御次内巨細絵図』と現地調査による考察

（1）『金沢城二ノ丸御殿御次内巨細絵図』とは

『金沢城二ノ丸御殿御次内巨細絵図』（以下、『巨細絵図』とする）は、江戸後期（文化6年以降）の金沢城二ノ丸の御居間廻り・奥向きを詳細に描いた、金沢市立玉川図書館蔵の絵図である。ほかの多くの加賀藩で作成された「建物等色分図」⁽¹⁰⁾と同様に、床材の種別により塗り分けられている。本図に描かれた二ノ丸能舞台は、奥能舞台だけであるが、『日並記』以上に細かい部材寸法等が書き込まれており、より具体的な奥能舞台の仕様を伝えている（図6参照）。



図2 内側から見た拝殿西側

欄間は、『日並記』では三方とあるが、四方共に、真ん中に御紋（梅鉢）の入った蟇股、左右に雲龍が彫られている。

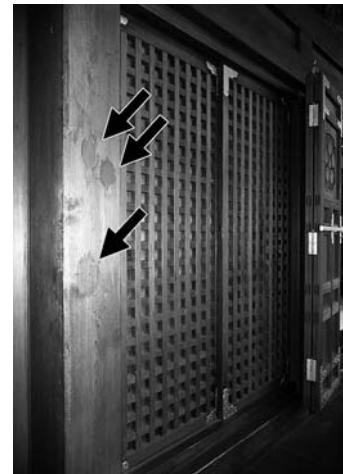


図3 北西隅の柱（西面）

吉田氏が以前指摘した橋掛かり取付きの痕

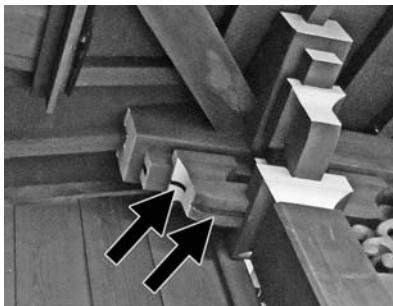


図4 北西隅の柱上（北西側）
本調査で発見した斗組下部
の溝

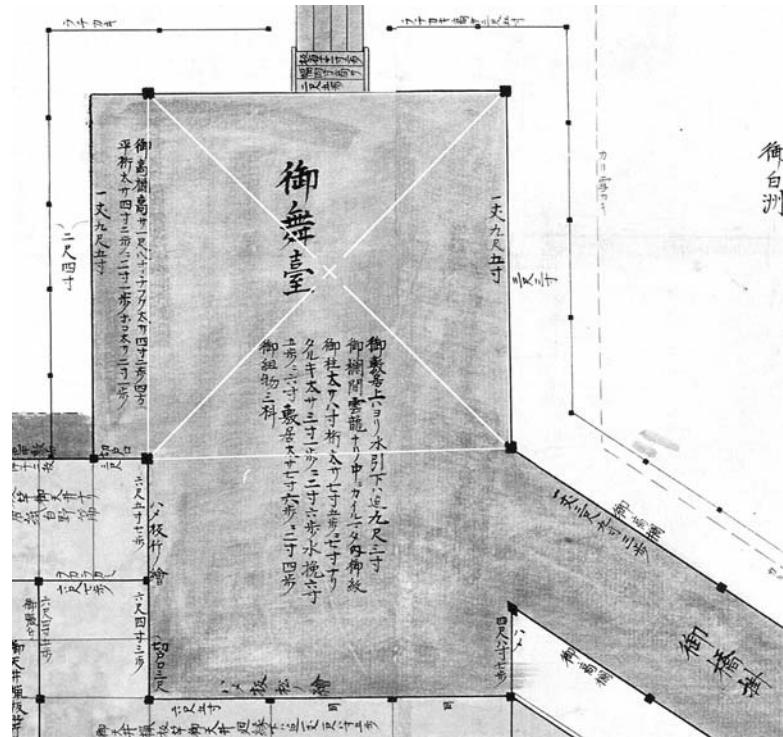


図6 『巨細絵図』の奥能舞台付近

現在の中村神社拝殿は、図の上（正面）に相当する側を南に向けて建っていると推測される。なお、図中の白線は、中村神社拝殿の身舎部分となっていると推定される範囲を示すため加筆している。

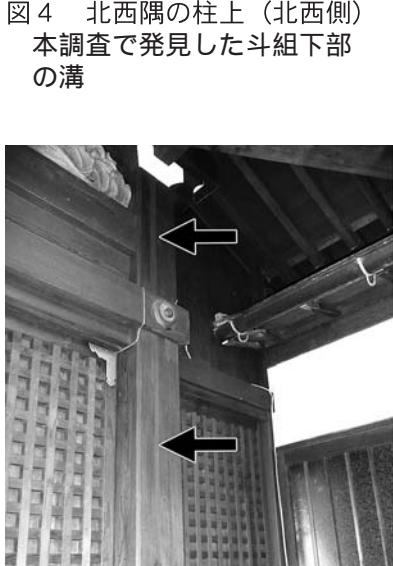


図5 北東隅の柱（東面）
本調査で発見した仕切り板等
が存在したことを示す痕跡

(2) 現地調査の結果

まず、中村神社拝殿の躯体の特徴として、正面・側面・背面とも欄間が通っており、各面中間の2本の柱は欄間下の水引で止まっている。すなわち、各面に柱間装置をはめ込んで柱間3間のように見せ掛けているが、前身建物は、主柱である隅柱4本のみで、各面1間の柱間で造られていたことが分かる（図2）。

また、前身建物の痕跡の観察では、吉田純一氏が指摘した橋掛かりの取り付いた痕跡とされた「西北隅の柱には、斜め後方に建物が続いていた痕跡」（図3）と、本調査で発見した北西柱（シテ柱）上の北側組物肘木等の下方にだけ板を嵌めたと見られる溝（図4）⁽¹¹⁾と、同じく本調査で発見した北東隅の柱（笛柱）東・北面に仕切り板等が設けられていた痕跡（図5）⁽¹²⁾が残っていることと併せて、このような特徴・痕跡から前身が能舞台であることはほぼ間違いないと判断する。

ところで、前出の『巨細絵図』には奥能舞台しか記載されていないが、欄間彫物の絵形を「雲龍ナリ中ニカイルマタ〔幕股〕内御紋」としており（図6）、前出の『日並記』の記述である「三方雲水龍」が裏付けられたうえ、さらに、その雲龍の彫物の中に幕股があり、幕股の内側には梅鉢の御紋が入っていることが記される。そして、中村神社拝殿の欄間彫物は、四方とも雲龍に幕股内御紋（図2）であり、これらの史料の奥能舞台の記述と矛盾しない。

したがって、これまでの伝承のとおり、金沢城の旧二ノ丸能舞台であったとすれば、2つの能舞台の欄間絵形の違いにより、中村神社拝殿は奥能舞台であったことが濃厚となった。

(3) 仕様の比較

そこで、次に、中村神社拝殿の各部材の寸法の計測を行い、『巨細絵図』に記された奥能舞台の各部材の寸法等の仕様（図6）と比較し、その結果を表2にまとめた。

敷居上端から水引下端までの柱の高さを除く、寸法等はほぼ近似しており、誤差および経年変化の範囲内と考えられる。加えて、その他の所見として、

- ・総ての主柱の水引上の内側2方向に、高さ5寸7分、幅1寸8分で、柱幅の心に埋木がされている。
- ・土台（地長押）上端から縁長押下端は5寸7分あり、縁板厚は2寸3分程度である。

表2 中村神社拝殿各部の文献記述と実測値等との比較

部位・部材名	対象寸法	文献記述	実測値
敷居上端－水引下端	高さ	9尺3寸	7尺7寸2分（水引上端8尺5寸）
欄間	彫刻	雲龍	←左に同じ
幕股	彫刻	御紋	←左に同じ
柱	太さ	8寸	7寸7分～7寸8分
桁	断面	7寸5歩ニ7寸	山形8寸～8寸6分 6寸7分
垂木	断面	3寸1歩ニ2寸6歩	2寸3分 2寸
水引	断面	6寸5歩ニ6寸	6寸8分 6寸5分
敷居	断面	7寸6歩ニ2寸4歩	（縁長押）7寸7分 2寸3分
組物	形式	三斗	出三斗
柱間	主柱間	1丈9尺5寸	1丈9尺7寸
高欄	※ 高さ	1尺8寸	1尺5寸7分
	地覆	断面	4寸2歩四方
	地覆－平桁	間隔	4寸3分
	平桁	断面	4寸2歩ニ2寸1歩
	平桁－ホコ木	間隔	3寸
	ホコ木	径	2寸1歩

文献の寸法単位「歩」＝「分」

1尺 = 0.303017m換算

二ノ丸能舞台の高欄は、地謡座廻りのものである。現在、拝殿の周囲に回るものとの関連は不明

- ・2側面の水引、2箇所の中柱上部に貫通したほぞ穴状の穴が有り、現状水引は柱に大入れである。
- ・2側面の長押は厚みが薄目（杉材）、正面・背面には厚みが厚目（櫻材）で、製作時期が異なる。
- ・背面北西隅の主柱の外側2方（西・北面）の埋木がほかの主柱より多い。

が得られた。

また、『巨細絵図』と現状の中村神社拝殿との寸法の大きな相違については、次のように推定した。

- ・桁より上（天井を含め）は、寸法の相異が大であることから、招魂社移築時に新造されたことも考えられる。

- ・ワキ柱（南東隅）にあるはずの地謡座廻りの高欄の痕が不明であるのは、招魂社移築時に、主柱は表面を調えるのに薄く削っていることも考えられる。

- ・主柱は、高さに相違があることから、一部を切って寸詰めされていることが考えられる。
- ・柱の水引上部にある埋木は、水引の取り付け方がオリジナルと異なっていることも窺わせる。

3. 尾山神社東神門と『日並記』の比較

以上のように、中村神社拝殿の史料との比較検証により十分な成果を上げることができたが、金沢城二ノ丸御殿の表向きには、『巨細絵図』のような細かな仕様を記載した平面図は、いまのところ確認されていない。そこで、尾山神社東神門については、『日並記』の記述との比較を試みた。

（1）『日並記』に見る二ノ丸唐門

金沢城の城内には、前出の二ノ丸の2つの唐門のほかに、東ノ丸附段と東ノ丸の境に東ノ丸唐門も存在した。しかし、この城門も、数寄屋唐門と同様に名称は唐門だが、実際には櫓門である⁽⁴⁾ので、尾山神社東神門の前身建物とは考えがたい。したがって、「表の唐門」だけを検証の対象とした。

『日並記』には、文化6年2月26日に、最初の唐門の記述が見られる。その後、同年11月までは記述はなく、12月以降に頻繁に記述されるようになる。

そこで、記述内容を詳細に検討すると、文化6年2月26日の一節は、藩主による二ノ丸の現場巡回を記述したものである。そして、奥向きから御居間廻り、表向きと順を追って巡回しており、記述の順から判断すれば、当該唐門は二ノ丸御殿に入る前の箇所で書かれていることから、玉泉院丸から二ノ丸御殿への経路上にある数寄屋唐門のことと考えられる（【資料編】参照）。

一方、この外の12月以降に記載されている唐門は、先の2つの能舞台の工事状況についての検証により、文化6年12月には、御居間廻りの工事が終わり、表向きの工事が本格化した時期であることが判明したので、12月以降の記述は、表向きにあって工事が行われた唐門のことと考えられる。すなわち、「表の唐門」のことと考えられ、実際に、文化7年5月2日の記述のように、「表御式台脇唐門」と位置（図1）が特定できる表現も見られる。

表3 『日並記』に記述される「表の唐門」の各記述内容・箇所

内容の別	箇 所
仮開い	文化6年12月11日・文化7年3月4日
計画・設計	文化7年2月16日・5月9日・5月14日・5月15日
門下唐敷石	文化7年5月22日・6月2日・6月11日・6月23日
柱下の惣盤	文化7年6月9日・6月11日・6月21日
欄間の彫物	文化7年6月14日・6月23日
建揚	文化7年6月12日・6月13日・6月14日・6月15日
その他 費用関係	文化7年3月11日・5月2日・5月21日・6月2日・6月6日（3件）・ 6月8日・6月9日（2件）・6月13日（2件）・6月20日（2件）・6月23日
その他 作業関係	文化7年5月14日（2件）・6月2日・6月14日・6月16日

『日並記』には、表3に示すように「表の唐門」に関する記述は39件見られた。能舞台に比べて規模が小さい割には記述件数が多く、それなりの建築物として扱われてたことを窺わせる。しかし、『日並記』には、「表の唐門」の再建方針について、文化7年2月16日の「是迄有之候様成御門ニ相成候而者、却テ思召ニ不應候間、至テ輕、只今之団同様ニ致置可申候、…（中略）…御入用不少義ニも候」の記述が見られ、以前のような門にはせず、仮復旧のような軽易な門にして経費節減を試みようとした節が窺われ、コストコントロールを厳にした結果、記述件数が増大したとも考えられる。

（2）彫物

「表の唐門」の彫物について、『日並記』によれば、文化7年6月14日の「高八龍二つ、下夕波ニ可被仰付旨、」の記述から、「表の唐門」の彫物は、二段になっており、上段が龍が2題、下段が波があり、同年6月23日の「唐御門掘〔彫〕物四枚ニ而八百目請負出来可為致旨」から、彫刻が4枚に分割されていたことも判明する。さらに続いて、「助四郎・八郎兵衛下札ニ付承届」とし、入札を行つて町人助四郎・八郎兵衛が落札したことが記されており、当該彫物は、入札によって経費節減が図られたことが分かる。

このことを、現在の尾山神社東神門で検証してみると、彫物は、二段になっており、上段は大瓶束を挟んで雲龍が2枚、下段が簷股を挟んで波が2枚であり（図7）、『日並記』の記述された絵形・枚数と一致する。また、これらの彫物の職人については、解体修理でも銘は発見されていない^{（13）}が、前出の『日並記』の記述からは、入札によって町人が彫って納品されたため、憚って銘が入れられていなかつたことが推定される。

（3）鋳金具・石材

『日並記』の文化7年6月2日では、「表の唐門」で使用する金具について「唐御門内之方金具詮義之上、扉・破風トモ金具なし」と記し、内側の扉・破風部分の金具を省略しようと考えたことが、また同月13日には「唐御門左右懸壙六葉御釘隠損所繕り」、「同断、御釘隠古物渡直シ繕り」と記し、釘隠に以前の物を修繕して流用したことが分かり、前述したように、実際に経費節減が図られたことが窺えた。

また、石材についても、文化7年6月11日の「御柱下惣盤、詮義之上、坪野黒石御有物を以為致候筈ニ付」および「門下唐敷石等、戸室山ニ而出来ニ付、」の記述から、柱下の惣盤〔礎盤カ〕は坪野黒石、門下唐敷石は戸室石で予定されてることが判る。しかし、柱下の惣盤の場合は、新材を用意するのではなく在庫品の坪野石^{（14）}を使い、その加工も普請方の職人が行うことで、門下唐敷石の場合は、戸室山から搬出する造営方の人員不足を、普請方の小者を借りることで、それ、普請方に応援を頼んで経費節減を図ろうとした節も記されている。

これらのことと、現在の尾山神社東神門で検証してみると、表側の破風板、扉の表側には、鋳金具が付けられているのに対して、内側には全く無い。また、表側の柱上には組物があるが、内側の柱の上にはなく、上部の表側では彫物が入っている部分も、内側は板で塞ぐだけで簡略化されている。

一方、石材は、敷石こそ古い戸室石であるが、4本の柱下は礎盤ではなく礎石となっている。しか



図7 現状の表側上部の彫物



図8 現状の礎石(矢印)及び敷石

し、表側の柱の礎石は八角形で、柱脚の鎧金具が現在のものとは異なった痕跡も見られ、石の種類は判断しがたいが、内側の礎石となっている新材の戸室石（赤）とは明らかに異なり、黒色系の古い石が使われる（図8）。このように、敷石や表側の礎石には、『日並記』の記述との関連性を窺わせる。

よって、尾山神社東神門は、金沢城二ノ丸の「表の唐門」にほぼ比定し得ることを示せたと考える。

まとめ

以上、これまでの研究所の現地調査によって、中村神社拝殿は、能舞台を前身としていることが窺える躯体の特徴・加工痕が改めて確認された。さらに、『日並記』・『巨細絵図』の記述と照合することで、金沢城の旧二ノ丸能舞台であるとすれば、奥能舞台であったことを明らかにした。一方、尾山神社東神門についても、『日並記』に記述された彫物画題等と照合し、文化大火後に再建された表式台脇の唐門の仕様との矛盾は少なく、記述に見られる経費節減が図られていた節も確認できた。

また、中村神社拝殿については、現地調査により計測した主要な部材寸法も、一部の高さ以外は、『巨細絵図』に記された寸法にかなり近似した数値であったことを明らかにしたが、今後は、奥能舞台の構造であることを確定するために、福井工業大学が以前行った実測調査結果の検討などが必須であり、卯辰山の招魂社当時の調査を含めたより詳細な検証を進める必要があると考えている。

最後に、ご指導いただきました金沢城調査研究建造物専門委員の先生方、調査にご協力いただきました中村神社・尾山神社の関係者の方に感謝申し上げます。

[註]

引用文中の〔 〕内は筆者による註書で、〔 〕内は翻刻本⁽⁵⁾にある註書である。

(1) 森 栄松『金沢城』(北国出版 1970,改訂5版1980年 p.65-75「二の丸のやかた」)など

(2) 少数の検証事例である、吉田純一「二、金沢城の現存建物」(平井聖・吉田純一『城郭・侍屋敷古図集成 福井城・金沢城』至文堂 pp.236-238 1997年)は、橋掛かりの取り付け痕跡を指摘し、金沢城二ノ丸能舞台であった「確証はないが、可能性は強い」とした。しかし、この指摘は二ノ丸能舞台を表能舞台に限定した論考であった。このように、これまで中村神社拝殿を、表・奥の特定をしないか、表能舞台と推定されており、奥能舞台に具体的に比定するのは筆者の本稿が初である。

(3) 濱岡伸也「金沢城絵図の年代比定について」『市史かなざわ 第8号』(金沢市 2002年)では、2つの能舞台を、表の能舞台(本稿の「表能舞台」)・奥の能舞台(同「奥能舞台」)とした(図1)。

なお、能舞台の数・位置による金沢城二ノ丸御殿絵図の年代比定する手法は、田中徳英「金沢城二の丸御殿の用途による部屋の構成」『金沢城研究 第3号』(2005年)4頁および『加賀藩御大工の研究』(桂書房 2008年)151頁では明記されていないのであるが、すでに、この濱岡論文によって検証・確立されていたことを申し添える。

(4) 金沢城の城門の名称・形状については、石川県立図書館蔵の『加州金澤御城来因略記』によった。

なお、『加州金澤御城来因略記』については、拙稿の「『作造辨圖解 上下』と『加州金澤御城来因略記』-金沢城石川門・河北門整備の根拠史料について-」『金沢城研究 第6号』(2008年 pp.93-102)および、「『加州金澤御城来因略記』の基礎的検証 -3種類の金沢城土橋門立面をめぐって-」(2008年度日本建築学会大会学術講演(中国)梗概集F2)を参照。

(5) 本稿では、金沢城史料叢書1・2『御造官方日並記』上・下巻(石川県教育委員会 2004・2005年)の翻刻によった。なお本来、文化5年8月~12月を記した1冊も存在し、16冊組であったとされる。

(6) 木越隆三・石野友康による『日並記』上巻「解説」(pp.388~407)

(7) このほか文化7年5月18日には、「表御舞台」と対比して、奥能舞台を「御奥」と省略したと考えられる表現が2箇所存在する。

なお、「奥御舞台」等としたのは、文化6年12月10日に、「御奥舞台」と表記されているため。

(8) 『日並記』上巻の解説pp.390-393によれば、「中奥付近〔御居間廻りに相当カ〕」のみ完成し、4月26日に仮住まいしていた本多邸から引越しが行われた。

(9) 文化7年5月18日に、脇座付近は「表」と「奥」では異なるとしているが、具体的な相異は不明である。

(10) 金沢城研究調査室「金沢城全域絵図の分類と編年 - 金沢城絵図調査報告 - 」『金沢城研究 第2号』(2004年) 参照のこと

(11) 橋掛かり屋根と後座の側面上部との間にできる隙間を塞ぐ板が、嵌められていた形跡と考える。

(12) 図5の『巨細絵図』の左下隅の柱には、「折戸口」と「ハメ板」が取り付いており、この痕跡ではないかと考える。

(13) 『尾山神社誌』(尾山神社々務所 1973年)「第六章 建造物」pp.97-98

(14) 坪野石は、金沢市郊外の坪野で産出する黒色の石(溶結凝灰岩)で、硬く加工しづらいとされる。

なお、石材調達については、一部は白峰旬氏による指摘がすでにある(『金沢城研究 第6号』参照)。

【資料編】引用文に関する註書のうち、〔 〕は翻刻本⁽⁵⁾にある註、〔 〕は筆者が加えた註

『御造営方日並記』の能舞台に關係する部分

文化6年

1月12日

・御舞台

「一、金沢大工出切、旧臘相返、遠所大工も多分出候所、追々御離御土蔵・御舞台・御三ノ間・彗照院御部屋等ニ未百四拾人不足之旨、無視相間候故、右人高新区入承届候事、
鶴来大工
宿才川々除町菅野周庵方 清七
右先達而聞届済九人之内壱人罷出ル事、」

1月16日

・御舞台

「一、乱間絵形入 御覧候様、井上庄右衛門へ申渡事、
御舞台高三方ノ彫もの、是又絵図上申候之事、
右閑屋氏より申来、井上庄右衛門夫々早速指出候様申渡候事、」

1月22日

・御舞台

「一、式匁五分 御舞台惣盤天はね脇伐柱穴居合等
右直段極、令割印事、」
・御舞台
「一、油煙稜形圖 〔中略〕
一、御舞台根太大引絵図
一、御仏間之内檻等之図
△右拾通り井上庄右衛門より指出事、」

1月25日

・御舞台

「一、御舞台乱間三方雲水龍ニ相伺候通事、」
・御舞台
「一、御舞台根太尾引、絵図伺之通之事、
一、右板敷打不申、根太配御覧可有之旨之事、」

1月28日

・御舞台(2箇所)

「一、今日御次、三浦氏被罷出奉り、左之通、
一、御橋掛大堂備伺之通り被仰出、
一、御舞台瓶釣配、奉伺候所、今ニツ増申儀并板敷ト瓶与之間地より瓶迄之間、何寸与
申義記可指上候間、仰遣、
△△△〔中略〕
一、御舞台居座ノ高水柄之義八、追而可被仰出旨、人見吉左衛門申間之事、」

1月晦日

・御舞台

「一、御舞台瓶配、絵図を以奉伺候所、今壱ツ相増都合拾ニシテ絵図相調、重而可奉伺旨被
仰出、」

2月朔日

・御舞台

「一、今日伺之品左之通、
△△△〔中略〕
一、御舞台瓶配リ、重而絵図入御覧申所、伺之通被仰出、
一、御対面所・同御次御納戸構之次御縁側共、御畳大紋縁被 仰付旨、
右品々井上庄右衛門御次ニ而、閑屋氏より被申渡、大紋縁之儀八、金谷佐大夫江も申
談、江戸表詮義有之様申談候事、」

2月2日

・御舞台

「一、御舞台之水柄四方共ニ被 仰付旨、閑屋氏、井上庄右衛門へ被申渡候事、」

2月28日

・御舞台

「一、御舞台明廿九日より建揚旨、井上清左衛門申間、御次江八閑屋氏申上、御城代江八自分
御達申事、」
・御舞台

「一、百八拾四匁式分五厘 能登松六分板五十五坪
一、六拾五匁 御舞台等天はね脇伐、石屋与三右衛門
・・・(中略)・・・
右令割印事、」

2月29日
・御舞台
「一、五人棟梁、八拾六人大工、壱人穴ヨリ、四拾五人手伝、
右御舞台建揚ニ付、三歩為御酒代被下候事、」

4月6日
・御舞台
「一、拾七匁五分 越前石流二尺二三尺五寸、小竹屋善兵衛
・・・(中略)・・・
一、五百五拾目 御舞台高欄金具三十九、白銀屋吉助
右令割印事、」

4月9日
・御舞台
「一、御舞台掛戸絵図を以奉伺候所、伺之通被仰出、障子骨八隨分細ク、幅ヲ広いたし候様ニ
被 仰出候事、」

5月4日
奥御舞台
「一、今般御引移御祝能、奥御舞台ニ有之、御前ニモ被遊拝見可被仰付、御造営方御歩
並以上八、兩日共拝見可被 仰付、肝煎以下者一日充拝見可被 仰付、御白洲狭ク故、
一日三百人之図ニ而書出候様、関屋氏被申聞候事、
但、御能御日限八、六日、七日之事、」
・御舞台〔全くの同文が2つ、重複カ〕
「一、壱貫目 御舞台等破風胴板金具、飫屋安兵衛中勘
一、壱貫目 巳四月荒物中勘、かとや五兵衛
右令奥印事、」

5月10日
・御舞台
「一、百四拾二匁八分 赤銅色無地御引手百ニツ代、高畠や庄左衛門、
一、式百六拾三匁 御舞台高欄金具本勘、白かねや吉助、
・・・(中略)・・・
一、右令奥印候事、」

5月14日
・御舞台〔六百?(ハカ)拾目〕
「一、六百?(ハカ)拾目 御舞台破風金具本勘銀、飫屋安兵衛渡り
・・・(中略)・・・
右、拾口分令奥印事、」

5月17日
・御舞台
「一、百六拾五匁 御舞台懸魚、金溜塗手間本勘
一、四百四拾壹匁 鷹栖腰石等本勘、石屋清兵衛等
右致奥印候事、」

6月9日
・御舞台
「一、御舞台床カ下ハメハツシ之所、今五ヶ所可申付旨被 仰出、絵図を以委曲井上庄右
衛門江申渡置候事、」

6月16日
表御舞台
「一、表御舞台御橋懸之ヒズミ、笛柱与ワキ柱与間三つ割壱分可被 仰、且又御橋懸中柱者、
七箇之内式本ニ可被 仰付旨被 仰出之事、」

6月20日
表御舞台
「一、菱御櫓
・・・(中略)・・・
右御作事方
一、実檢ノ御間
一、表御舞台
一、橋爪五疋建御厩
右町方手合
右御普請ヶ所指続相始候間、夫々可申渡候事、
已
六月廿日 御造営方
御作事奉行衆中」

9月2日
表御舞台(2箇所)
「一、竹の御間・虎ノ御間を初、惣而上長押可有之ヶ所之分、勿論上長押可被 仰付旨、
一、表御舞台絵図、窓之通り、四方共欄間物も鶴可被 仰付候事、あしらい取合、二、
三通り絵図相調可奉伺旨、
・・・(中略)・・・
一、表御舞台続之御間御屋根之義、両様絵図を以相伺候所、絵図朱引張懸之通、御書物所
縁上、御廊下折曲ヶ候様、伺之通被 仰付旨、
右九ヶ条被 仰出等之儀、江守要人・井上庄右衛門・西田勘蔵・谷川鳶斎江夫々申渡置
候事、」

10月2日
・御舞台
「一、御舞台与竹の御間御椽高サ与对様、然ハ右御椽下長押、広様より御暁境ニケ所ニ而、七
寸余高キ分、御装束間御廊下与境ノ間与ニケ所ニ而、割合段違之趣、御作事奉行申聞さ

れ、紙面・絵図も指出之事、」

12月朔日

・御舞台

「一、今日御舞台建揚、如例御酒等被下趣等、御次・御城代へ御達申、御作事奉行等も、夫々如例申談候事、」

12月2日

・御舞台

「一、御舞台蛙俣、内作事より図渡、太右衛門・久右衛門手合へ引渡旨、村田三郎兵衛申聞事、」

奥御舞台

「一、明三日御能有之、同役不残拝見被 仰付旨、寺田弥左衛門を以被 仰出、依人見吉左衛門迄、御作事奉行・内作事奉行・御作事御横目拝見被 仰付候様ニ仕度旨、内分申達ル所、其思召二候へ共、奥御舞台見物所狭、人数多而者指支候故、御能初り、其様子見計候上之事与申聞有之事、」

12月5日

・御舞台

「一、式百五十八匁八厘 川石九百代
・・・(中略)・・・
一、四百九拾八匁五分毫厘 御舞台建前御酒等

一、三百目 大豆砂利四升持届

△七口致奥印候事、」

・御舞台

「一、四貫式百目 御舞台唐破風等金具代
一、拾貫七百八拾五匁 同断横等惣金具

・・・(中略)・・・

右令割印事、」

12月7日

・御舞台

「一、五十式匁五分 大中唐油紙拾枚代
一、式貫目 御式台前造作図渡
一、百八拾目 御舞台蛙俣四枚、御紋ハツ図渡
一、式拾八匁 巳十一月、田舎間下表廿枚代

右令割印事、」

12月9日

表御舞台

奥御舞台

「一、表御舞台鬼懸魚之彫物并破風八双金具等、奥御舞台之通ニ被 仰付候哉、且復鏡之御間中敷居之処、遠州狭間ニ可被 仰付哉之旨、関屋氏より可被相伺候之事、」

12月10日

表御舞台

「一、四貫五百目 竹の御間懸鴨居造作図渡手間料
・・・(中略)・・・
一、三百五拾目 表御舞台道成寺鑑等代銀

右夫々令割印事、」

・御舞台

「一、町方大工御舞台懸能とや小兵衛煩出、加療養、藤田道乙見届、八十嶋文内見届、相返候旨、且又右小兵衛途中難見放、七かれ庄助義、為看病指添罷帰度旨申聞、承届候事、」

・御舞台(2箇所)

奥御舞台

「一、御舞台遠州狭間之義、伺之通、其外御舞台金具之義、都テ御奥舞台之通り与被 仰出、

夫々御作事奉行長谷川三九郎・大西久左衛門へ申渡置候事、」

12月15日

・御舞台

「一、式百八拾目 六葉御釘隠致出来三十五、飴屋市兵衛
・・・(中略)・・・
一、三百五拾目 御舞台道成寺鑑等、久保や助左衛門
・・・(中略)・・・
右遂奥印候事、」

12月16日

・御舞台

「一、百四拾五匁 御膳所御流越前石ニ而作立、御縁下鶴川石を以て作立等、石屋与兵衛等
一、壹貫百四拾七匁五分 御舞台境御間等、柿蒼手間、高道や小右衛門等
・・・(中略)・・・
右令割印事、」

12月17日

・御舞台 [越前介は岸駒]

「一、今日八つ八歩墳、御普請所 御順見可被遊旨被 仰出、夫々申談候所、七時過桧垣之御間御杉戸より御出被遊、御小書院向、御舞台、夫より竹之御間返、所々 御順見、御大小将溜口より 御戻り、柳ノ御間へ被為入候、越前介等給御覽被遊、七半時前、御次口より御入被遊候事、
但、無程同役共、御用之旨ニ而、加藤氏被罷出候所、何も出精故、格別果敢取候旨
被 仰出、難有義、御請八明日何も可罷出候旨、関屋氏申談之事、」

12月20日

表御舞台(2箇所)

「一、拾貫三百廿二匁九分八厘 表御舞台式板等桧、大坂より分、木屋藤右衛門
・・・(中略)・・・
一、百六拾五匁八分八厘 表御舞台建揚日用等・御酒等代
一、式百廿五匁 菱檜等足代取払図渡
右令割印事、」

12月21日

表御舞台

「一、表御舞台前仮囲絵図壹枚、重而内作事奉行被指出二付、御城代方へ御達申事」

12月27日

表御舞台

「一、竹ノ御間・虎ノ御間・御小書院屋根葺、鬼箱棟共
・・・(中略)・・・
一、表御舞台・鏡之御間・御樂屋建繼共
・・・(中略)・・・
右之通ニ御座候事、
十二月廿四日」

表御舞台

「一、壱貫五百廿九匁六分 御置新床品々代銀本勘、置肝煎加人九郎兵衛
・・・(中略)・・・
一、壱貫目 表御舞台破風御金具新出来中勘 館や安兵衛
・・・(中略)・・・
右令奥印事、」

表御舞台

「一、壱貫六百目 表御舞台破風金具八枚・御紋二つ、下地銅ニ仕上、金滅金、唐草
打出シ彫ニ仕、新出来代銀、館や安兵衛図、買手与力入帳之表
・・・(中略)・・・
右館屋安兵衛直段書、買手与力より指出也、」

文化7年

2月晦日

表御舞台

「一、菱櫻足代并表御舞台前残木しらへ 明日より取懸候様、内作事奉行江申談ル事、」

3月4日

表御舞台

「一、表御舞台高欄金具代、五百五拾目之内、為中勘三百目請取度旨、松永善兵衛申聞候段、
原十左衛門申聞ニ付、直段極并切手指出候様、申談候事、」

3月5日

・御舞台

「一、大御広間前御舞台辺芥捨之義、一両日中より日用先三拾人計充可被懸渡旨、中村武左衛
門江申談置候事、」

表御舞台

「一、五百五拾目 表御舞台高欄金具直段極、買手与力渡り
右令割印事、」

3月9日

表御舞台

「一、四百四十三匁八分 表御舞台破風金具等本勘、のとや新助
・・・(中略)・・・
一、三百目 表御舞台高欄忽金具代中勘、白かねや高尾吉助
・・・(中略)・・・
右令奥印事、」

4月23日

表御舞台

「一、三貫目 裏御式台銅屋ね下地品々図渡、大工義八等
一、壹匁三分 同断軒口御銅包壹間直段、飾屋与三兵衛
一、弐百五拾目 表御舞台御懸魚鬼等図渡、棟取三郎右衛門等
・・・(中略)・・・
右令割印事、」

4月27日

・御舞台

「一、飯田外記見廻之事、
町方大工知氣寺屋
伊左衛門
右御舞台於丁場致怪我、今井昌軒診察、山瀬專右衛門見届、忍テ相勤ル由申聞之事、」

4月28日

表御舞台

「一、表御舞台御櫛間彫之義、町方棟取共此間願之趣有之候ニ付、承届条、早速手間料図指
出候様、尤直段次第可申渡義ニ候条、内作事奉行中江今日申談置候事、」

5月3日

表御舞台

・御舞台

「一、表御舞台御櫛間八枚ニ而壱貫八百目ニ町方棟取共江請負申渡、出来八御舞台雜作出来
迄ニ彫上可申旨、申聞候事、」

5月7日

表御舞台

「一、五疋建御厨・表御舞台図帳、御作事奉行中添紙面ニ而旧臘廿六日被指出、加奥書御達
申候事、
但、僉儀之趣有之、延引ニ相成候段書加、御達申候事、」

5月14日

表御舞台

「一、表御舞台鏡ノ御間破風金具出来、買手より指出、遂見分、内作事へ引渡候様申談候事、」

5月16日

表御舞台

「一、表御舞台・五疋建御厨図帳御渡ニ付、例之通振札ニ而御作事奉行へ相渡候事、」

5月17日

表御舞台

「壹枚ニ付
一、弐匁壹分 鷹物板石 長三尺幅/壹尺五寸/厚二寸五分/石や七左衛門
・・・(中略)・・・
一、三貫八百目 表御舞台はめ板彫八枚共両面彫、棟梁大工共

・・・(中略)・・・
右令割印事、」

5月18日 表御舞台
「一、表御舞台御床下釣瓶、御奥之通ニ可相心得候へ共、先達而申談置候得共、猶更絵図指出候、且又同所脇座所御奥与達有之候ニ付、絵図両様西田勘藏指出候間、御伺可被成候事、」
表御舞台
「一、七百目 竹ノ御間御櫛間二枚垣手間料、棟梁助四郎等
本勘
一、六百目 表御舞台破風金具御紋二つ新出来、飫や安兵衛
・・・(中略)・・・
右令奥印事、」
・御舞台
「一、前条有之御舞台切戸口後廊下、屋根妻之留り紙図二枚奉伺候処、唐垣鳥井形ニ被仰付旨、被仰出、夫々申談也」

5月20日 表御舞台
「一、表御舞台松ノ絵図下絵直候之分与被仰出、狩野墨川江其段申渡候事、」

5月24日 表御舞台
「一、百貫目 石灰 表御舞御用
・・・(中略)・・・
右夫々令割印事、」

5月27日 表御舞台
「一、表御舞台裏廊下御舞台はめ板ノ仕廻、未僉義治定不仕候ニ付、檀ヶ原杉板ニ而鉛打ニ仕可然旨、金谷[以下、本文空白]」

6月3日 表御舞台
「一、表御舞台雪垣仕形、閑屋氏より被申上答之事、」

6月11日 表御舞台
「一、表御舞台雪隠、杉板四々六・梅四々六之内、何レ相用可申哉与内作事より申聞ニ付、梅小節之分、被用候様申談遣事、」

6月12日 表御舞台
「一、表御舞台松ノ絵具、墨川より九百四拾目之図書指出、右絵具於町方、遂僉義候処、墨川下図ニ付、承届、取懸候様ニ申渡候事、」

6月13日 表御舞台(2箇所)
〔台脱〕
「一、表御舞・五疋建御廻等、御造営懸り御扶持方大工等増歩、左之通指遣候旨、別紙御作事奉行中へ相渡候事、
一、一作増歩拾人 御扶持方大工
松波清兵衛
・・・(中略)・・・
右表御舞台・五疋建御廻等御普請方、格別入精相勤ニ付、右之通指遣候事、
午六月十三日 御造営方
御作事奉行衆中」

6月14日 表御舞台
「一、九百四拾目 表御舞台等絵具代、墨川渡
右狩野墨川断次第、可相渡旨、町会所江印章切手指遣事、」

6月15日 表御舞台
「一、表御舞台高欄笠金具三拾九全出来、買手より指出ニ付見届、内作事江可相渡旨申渡事、」

6月16日 御舞台
「一、五匁五分 越前石五寸・六寸壹間持届直段、能美や喜兵衛
・・・(中略)・・・
一、七百八拾目 御舞台雪垣等七拾三枚出来、取付共図渡、松任や作蔵
・・・(中略)・・・
右令割印事、」

6月17日 表御舞台
「一、表御舞台鏡之御間与御梁屋境御模、白地白粉野筋唐紙地御有合ニ付、右ニ而上張可申談哉之旨、閑弥左衛門被申聞候ニ付、其通与申談候事、」

6月18日 奥御舞台
「一、五疋建御廻空地ニ有之為掘出置候安宅石、大鉢見図リ、式升五合計有之ニ付、奥御舞台白洲江為敷、只今迄之河石、竹御間空地之方へ相渡シ可然旨、閑屋氏へ申談置候事、」

6月19日 表御舞台
「一、式百五拾目 表御舞台高欄金具本勘、高尾吉助
一、五貫目 八幡村・蓮台寺村土瓦中勘代
右令奥印事、」

6月22日

表御舞台

「一、表御舞台後懸魚之義、如何可相心得哉之旨、内作事方より申聞候ニ付、懸魚不及金溜、
惣黒塗御紋迄金溜可被申渡旨、關弥左衛門江申渡事、」

『御造営方日並記』の唐門に關係する部分

文化6年

2月26日 [御 約所は御僕約所カ]

「一、今日七時過、金谷より、御戻ニ鼠多御門より御入被遊、夫より唐門通り、御広式御門より同所御式台江御上り被遊、御書院・御膳所部屋方等御覽、夫より広段橋御末、御三ノ間御二階・御対面所井御二階、夫より、貞琳院様御居間、御広式御居間、色止之御間、折上之御間・御対面所井御二階、御用之御間御居間、御次より御庭江御出被遊、御土蔵之内、御馬場之内、夫より御居間へ御上り被遊、奥小将溜より御式台、御膳所、夫より御居間書院、御次、波ノ間御廊下より御近習頭席等、夫より柳ノ御間、桧垣御間、御台所不残、夫より柳ノ御間御廊下より御所辺裏御式台御出被遊、橋爪より番所御門等御覽被遊、橋爪より石川御門より御戻被遊候事、但、高畠本役御用、残四人、紅葉橋へ罷出ル、刀八御広式御門ニ指置事、」

12月11日

「一、唐門之所仮囲絵図、御作事所ヨリ指出之事、」

文化7年

2月16日 [筑前介は、岸岱]

「一、唐御門之儀者、若仮ニ申付候様成僉議ニ而、是迄有之候様成御門ニ相成候而者、却テ思召ニ不応候間、至テ輕、只今之囲同様ニ致置可申候、右之通ニ相成候而も御入用不少義ニも候者、やはり去年圖之通可被仰付候、右之通、被仰出候事、被得其意、月々御入用等遂僉議可被申聞候、將又仕残候之分、先御屋ねを先与致仕仕候而モ、灌之御間御杉戸一杯一筆ニ而無之不相成候間、是ハ迫り込候而、筑前介早ク帰候様、遂詮義可被申候事、」

3月4日 [堀]

「一、唐御門跡仮板併損不満之旨、河合兵九郎申聞候ニ付、早速御修復有之候様、小堀左内へ申談候事、」

3月11日

「一、先達而内作事へ談置候唐御門等御在物引減方付之帳面壱冊、今日指出候ニ付、御用箇箇之内江入置候間、御披見可被成候事、」

5月2日

「一、表御式台脇唐門被仰付旨、被仰渡候ニ付、為承知御作事奉行・内作事奉行ニ申談、且右御門絵図并御図帳、早速相しらへ被指出候様、浅加作左衛門へ申談ル事、」

5月9日

「一、唐門御絵図平妻二枚、内作事方より指出之事、」

5月14日

「一、唐門絵図、関屋より被相伺候事、」
「一、唐門等之木拵、明十五日為取懸可被申旨、金谷左大夫へ申談ル事、」
「一、前月廿五日、拙者共手合拝領物御請紙面并御用所両通、前月廿八日之日附ニ而今日指出候事、

唐門并左右懸堀主付/御扶持方大工

牧 用助

棟梁

久平

堀重門并左右懸堀主付/御扶持方大工

吉田左六

棟梁

五郎三郎

右内作事奉行より書出事、」

5月15日

「一、関屋氏より唐御門絵図を奉伺候所、宣分ニ被仰付、彫も伺之通与被仰出ニ付、御城代江も御達被申、御入用も少々入増之義御達置候由、且又九榮御杉戸下絵今六、七枚至テ軽ク調候様、被仰出候ニ付、唐門之義、御作事奉行へ申談、九榮下絵之義八、祐益へ申渡候事、」

5月21日

「一、唐門并同所左右懸堀・実検御間脇懸堀・堀重門、五疋建御廻から堀入口御図帳、御作事より指出之事、」

5月22日

「一、唐御門下臥石唐敷、御普請奉行手合ニ而直段遂僉義可被申聞様、上木金左衛門呼出申談、則御絵図相渡置、近々可申聞旨申聞候、且又裏御式台前敷石直シ之儀も被手合ニ而、詮義有之、骨折代等之義、可被申聞旨、同人江申談置候事、」

6月2日

「一、唐御門内之方金具詮義之上、扉・破風トモ金具なし申談、其段関屋氏より被申上答之事、」

「一、拾五貫目 町方渡り諸職人手間料等

・・・(中略)・・・

一、五百目 実検御間続堀重門御入用中勘

一、壱貫五百目 唐御門同勘

・・・(中略)・・・

右令奥印事、」

「一、唐御門下臥石唐敷石伐出并臥渡、同所表御敷台前迄取続之歩三石、伐出持届共、暨裏御式台前歩三石、臥替之儀、都于御普請奉行手合ニ而為致申答ニ付、委曲上木金左衛門・後藤小十郎江申談、明日より右御用為取懸可被申旨、申談候事、」

但、右御入用、都而壱貫目ニ相極ル、猶更追而図帳指出可申旨、申談候事、」

6月6日

「一、八分 鷹栖樋石壱間二寸ニ八寸、壱間切合手間、能美や壹兵衛

・・・(中略)・・・

一、八百八拾五匁 唐御門惣金具十五枚、新出来手間

一、四拾目 唐御門海鼠かね、台輪金共同断、釜や四郎兵衛
二、五拾目 同唐戸散金具、目形壺貴目二付、右同人
右令割印事、」

6月8日 「一、唐御門御入用拾貫目、何時ニ而モ渡方不指支旨、御城代より被仰聞事、」

6月9日 「一、唐御門御入用銀、惣様廿七貫目余り國高之内、去々年来御召上等、御材木御有物代引
残テ、拾九貫五百目計分、御城方より可被相渡筈ニ付、右拾九貫目余御かねハ、御算用別
立ニ相立候様、御作事奉行・内作事奉行手先御算用者江モ申渡置候事、」
「一、四拾目 唐御門惣盤石数四つ、能美や喜平
・・・(中略)・・・
一、拾六匁五分 唐御門上屋家根手間、釣瓶や庄助
・・・(中略)・・・
右令割印事、」

6月11日 「一、唐御門御柱下惣盤、詮義之上、坪野黒石御有物を以為致候筈ニ付、於内作事、作料遂
金議候所、格別高直ニ付、右惣盤御普請奉行申談、彼手合ニ而出来之筈ニ候、尤別ニ御
入用懸不申事、」
「一、唐御門下唐敷石等、戸室山ニ而出來ニ付、明十二日より板石釣出候役小者廿人ニ候所、
不足ニ付、御普請奉行手合御平生方渡之内廿人、明十三日より引足召仕候趣、御城代江御
達申置候旨、御普請奉行紙面指出候事、」

6月12日 「一、当十五日唐門建揚之旨、関弥左衛門申聞之事、」

6月13日 「一、五匁 鷹栖井炉裏石、外法大サニ尺ニ、二尺五寸、深サ八寸、厚サニ寸五分、
四枚合、壺口ニ付直段、石屋七左衛門
・・・(中略)・・・
一、五拾目 唐御門左右懸堺六葉御釘隱損所繕り、飴や安兵衛、数十二代
一、四拾目 同断、御釘隱古物渡直シ繕り、数六ツ、同人
右令割印事、」
「一、当十五日、唐門建揚并右ニ付、如例御酒被下、早ク仕廻候段、今日関屋氏より被申上、
御城代江モ御達被申事、」

6月14日 [揚] 「一、明十五日唐御門建物ニ付、同日より来月十日頃迄、右御門往来留之義、今日御城代方江
御達申、御聞届ニ付、為承知御作事奉行・内作事奉行・御歩横目江申渡置事、」
「一、明十五日唐御門御建揚ニ付、諸職人等御酒被下、仕廻刻限等、前々之振ニ夫々可被申
渡旨、御作事奉行江申談、且又、為承知前条之趣、御歩横目等江モ申渡候事、」
「一、唐御門彫絵図三通指出奉伺之処、高八龍ニ、下夕波ニ可被 仰付旨、被 仰出、御
作事奉行ヘ申渡事、」

6月15日 「一、今日唐門御建揚ニ付、八半時仕廻、如例御酒等被下候事、」

6月16日 [網カ] 「一、表御玄関彫之内、先頃以来鳩巣培、次第ニよこれ出来ニ付、かな網懸候様、内作事奉
行ヘ申談候、且唐御門彫之義も同様可被相心得旨、申談候事、
但、網目壺寸五分ニ申談、且本文之趣、関屋氏より被申上候旨之事、」

6月20日 「一、拾七匁 塙重門御柱根割惣盤ニ付直段、能美屋喜兵衛渡
・・・(中略)・・・
一、六匁三分 唐御門 紋散金具壺つ直段、飴や安兵衛
一、武匁壺分 右同断散金具、同人図、小金具也
一、三百拾匁 竹御間御白洲御地盛等図り渡、日用才許和助等直段極
右令割印事、」

6月21日 「一、唐御門御柱根惣盤面ノ之義、如何可相心得哉之旨、後藤小十郎罷出申聞候ニ付、唐櫃
面ニ取候様申渡、且又御玄関左右之唐敷石、先日砂留取附候節、取除候分直シ之儀也、
御普請奉行手合ニ而、今度一集ニ為致候様、右小十郎江申渡置候事、」

6月23日 [影] 「一、唐門掘物四枚ニ而八百目請負出来可為致旨、助四郎・八郎兵衛下札ニ付承届、申渡、
且又七月廿日切、限日相極候事、」
「一、明廿四日より唐御門下唐敷石臥渡為取懸候旨、上木金左衛門罷出申聞候事、」
「一、拾貫目 唐御門御入用御造営方銀之内、金谷佐大夫等切手壺通
竹ノ御間等、御欄間彫六枚直段極〔以下、空白〕」